

令和6年(2024年)1月30日

報道機関各位

保健福祉部  
臨時特別給付金担当

函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯7万円給付金）に係る確認書等の送付について

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、取材・報道方、よろしくお願いたします。

記

1 函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯7万円給付金）の概要

(1) 事業の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の方に対して、函館市低所得世帯臨時特別給付金（住民税非課税世帯7万円給付金）を支給します。

(2) 支給対象世帯

住民税非課税世帯（令和5年12月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯）

**【注意】 住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみの世帯は、今回の給付金の対象外となります。**

(3) 支給額

1世帯あたり7万円

2 「確認書」および「申請書」の送付および申請手続きについて

(1) 確認書

支給対象と見込まれる世帯（約50,000世帯）に対し、1月30日（火）から「確認書」を郵送しています。（2月1日（木）以降、各世帯へ到着予定。）

確認書が届きましたら、記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

(2) 申請書

令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯など、函館市において世帯の課税状況が確認できなかった世帯（約700世帯）に対し、1月31日（水）から「申請書」を発送する予定です。（2月2日（金）以降、各世帯へ到着予定。）

申請書が届きましたら、記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、申請に必要な書類を添付して、同封の返信用封筒にて返送してください。

3 支給時期

確認書（申請書）を受付後、記載事項の確認・審査等を経て、3週間程度で支給予定です。

なお、振り込む時には、「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付します。

※受付状況等により、支給が前後する場合があります。

#### 4 提出期限

令和6年5月31日（金）必着

※期限までに返送がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

#### 5 お問い合わせ

**函館市臨時特別給付金コールセンター**

電話番号：0120-580-070（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

保健福祉部  
臨時特別給付金担当  
電話：0138-21-3953